

参 考 資 料

○北見市自治区設置条例	(P 1 ~ P 4)
○北見市自治区設置条例施行規則	(P 5)
○自治区に関する Q & A	(P 6 ~ P 8)
○諮問書 (H 2 1 年度)	(P 9 ~ P 1 0)
○答申書 (H 2 1 年度)	(P 1 1 ~)

○北見市自治区設置条例

(平成 18 年 3 月 5 日条例第 14 号)

改正 平成 18 年 12 月 25 日条例第 289 号平成 19 年 3 月 20 日条例第 18 号

平成 20 年 9 月 30 日条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、北見市の区域を分けて定める区域ごとに自治区を設置し、市長の権限に属する事務を分掌させるとともに、地域自らの責任と選択に基づく住民参画と協働による住民自治の推進、住民の意見が市政に反映され、住民と行政が密接に連携できる体制の構築及び地域の特性を活かした個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(自治区の名称等)

第 2 条 自治区の名称及び所管区域は、別表第 1 のとおりとする。

(総合支所等の設置)

第 3 条 自治区の事務を行うため、自治区に総合支所を設置することとし、端野自治区、常呂自治区及び留辺蘂自治区は別表第 2 の総合支所において、北見自治区は別に定める本庁の組織においてこれを行う。

- 2 総合支所に課を置く。
- 3 総合支所の事務の一部を所掌させるため別表第 3 の支所及び別表第 4 の出張所を置く。
- 4 前項の出張所において必要があると認めるときは、分室を設けることができる。

5 総合支所における事務分掌その他必要な事項については、市長が別に定める。

(まちづくり協議会の設置)

第 4 条 それぞれの自治区にまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の名称は、次のとおりとする。

自治区	協議会名
北見自治区	北見まちづくり協議会
端野自治区	端野まちづくり協議会
常呂自治区	常呂まちづくり協議会
留辺蘂自治区	留辺蘂まちづくり協議会

(協議会の組織)

第 5 条 協議会を組織する構成員(以下「委員」という。)は、それぞれの自治区ごとに 15 人以内とする。

2 委員は、関係自治区の区域内に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が選任する。

- (1) 関係自治区の区域内の公共的団体が推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員は、関係自治区の区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(協議会の会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の総数の2分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(協議会の役割)

第8条 協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関から諮問された事項について答申し、又は協議会が必要と認める事項について審議し、市長その他の市の機関に対し意見・要望を行うことができる。

(1) 自治区内の施策及び事業に関する事項

(2) 自治区が所掌する事務に関すること。

(3) 自治区内のまちづくり計画の執行及び変更に関する事項

(4) 自治区内の住民との連携強化に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長その他の市の機関は、前項の答申又は意見・要望を尊重し、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(自治区長の設置)

第9条 自治区に、地域に関して優れた識見を有する自治区長を置く。

2 前項の自治区長は、別に定める副市長をもって充てる。

一部改正〔平成19年条例18号〕

(自治区長の職務)

第10条 自治区長は、自治区の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の市の機関及び自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図るとともに、総合支所及び協議会に関し、これを統理する。

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、自治区に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関して必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(平成 18 年 12 月 25 日条例第 289 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 19 年 2 月規則第 3 号で、同 19 年 2 月 24 日から施行)

附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 18 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、地方自治法の一部を改正する法律(以下「法」という。)附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の規定は法附則第 3 条第 1 項の規定の適用を受けることがなくなった日から、第 7 条の規定は規則で定める日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 30 日条例第 25 号)

この条例中別表第 1 の改正規定は平成 20 年 11 月 8 日から、別表第 3 の改正規定は平成 21 年 1 月 6 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

自治区名	所管区域
北見自治区	大通東 大通西 北 1 条東 北 1 条西 北 2 条東 北 2 条西 北 3 条東 北 3 条西 北 4 条東 北 4 条西 北 5 条東 北 5 条西 北 6 条東 北 6 条西 北 7 条東 北 7 条西 北 8 条東 北 8 条西 北 9 条東 北 10 条東 北 11 条東 大町 公園町 高砂町 青葉町 三楽町 三住町 東陵町 中央町 番場町 北斗町 清見町 幸町 山下町 本町 美芳町 寿町 緑ヶ丘 花月町 美山町 高栄西町 高栄東町 栄町 西富町 光西町 とん田西町 とん田東町 北進町 常盤町 中ノ島町 南仲町 南町 泉町 清月町 桜町 朝日町 田端町 小泉 春光町 柏陽町 並木町 文京町 曙町 ひかり野 川東 若松 南丘 開成 常川 上ところ 広郷 北上 北光 光葉町 花園町 新生町 川沿町 北央町 錦町 広明町 末広町 無加川町 豊地 西三輪 中央三輪 東三輪 緑町 卸町 桂町 双葉町 大正 若葉 昭和 大和 仁頃町 上仁頃 美里 北陽 相内町 東相内町 美園 豊田 西相内 住吉 本沢 柏木 富里
端野自治区	端野町緋牛内 端野町一区 端野町二区 端野町三区 端野町端野 端野町川向 端野町協和 端野町忠志 端野町豊実 端野町北登
常呂自治区	常呂町字常呂 常呂町字東浜 常呂町字土佐 常呂町字岐阜 常呂町字栄浦 常呂町字共立 常呂町字豊川 常呂町字富丘 常呂町字福山 常呂町字日吉 常呂町字吉野 常呂町字登
留辺蘂自治区	留辺蘂町富士見 留辺蘂町厚和 留辺蘂町滝の湯 留辺蘂町川北 留辺蘂町大和 留辺蘂町平里 留辺蘂町花丘 留辺蘂町松山 留辺蘂町温根湯温泉 留辺蘂町昭栄 留辺蘂町金華 留辺蘂町大富 留辺蘂町富岡 留辺蘂町豊金 留辺蘂町泉 留辺蘂町旭東 留辺蘂町旭中央 留辺蘂町旭南 留辺蘂町旭公園 留辺蘂町旭北 留辺蘂町旭 1 区 留辺蘂町旭西 留辺蘂町旭 3 区 留辺蘂町栄町 留辺蘂町上町 留辺蘂町仲町 留辺蘂町東町 留辺蘂町元町 留辺蘂町宮下町 留辺蘂町丸山 留辺蘂町瑞穂 留辺蘂町花園

別表第 2(第 3 条関係)

総合支所の名称	総合支所の位置	総合支所の所管区域
端野総合支所	北見市端野町二区 471 番地 1	別表第 1 の端野自治区の所管区域
常呂総合支所	北見市常呂町字常呂 323 番地	別表第 1 の常呂自治区の所管区域
留辺蘂総合支所	北見市留辺蘂町上町 61 番地	別表第 1 の留辺蘂自治区の所管区域

別表第 3(第 3 条関係)

支所の名称	支所の位置
相内支所	北見市相内町 109 番地 3
温根湯温泉支所	北見市留辺蘂町温根湯温泉 111 番地 2

別表第 4(第 3 条関係)

出張所の名称	出張所の位置
上常呂出張所	北見市上ところ 682 番地 1
仁頃出張所	北見市仁頃町 242 番地 2
東相内出張所	北見市東相内町 288 番地 4
日吉出張所	北見市常呂町字日吉 218 番地
瑞穂出張所	北見市留辺蘂町瑞穂 163 番地 2 地先河川敷地内

○北見市自治区設置条例施行規則

(平成 18 年 3 月 5 日規則第 19 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市自治区設置条例(平成 18 年北見市条例第 14 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(分室の設置)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定に基づき、仁頃出張所に上仁頃分室(以下「分室」という。)を設ける。

2 分室の位置は、北見市上仁頃 128 番地 2 とする。

(庶務)

第 3 条 条例第 4 条に規定するまちづくり協議会(以下「協議会」という。)の庶務は、北見自治区においては本庁の企画財政部地域振興室地域振興課が、端野自治区、常呂自治区及び留辺蘂自治区においては条例第 3 条第 2 項に規定する総合支所の総務課がこれを行う。

(会議の招集の特例)

第 4 条 条例の施行後最初に行われる協議会の会議(以下「会議」という。)及び任期満了による委員の改選後最初に行われる会議の招集は、条例第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 5 日から施行する。

自治区に関する Q & A

Q 1. なぜ自治区を設置するのか。

新北見市は、1市3町が合併することにより、北海道で1番大きく、全国でも4番目となる広大な面積であることから、合併により「各地域の特性や伝統、地域コミュニティがどうなるのか」、また、市の中心から遠くなる地域では、「地域住民の意見が行政に反映されなくなるのではないか」、「行政の進め方や施策の内容が、市部中心の施策になるのではないか」などの不安がありました。

このような地域住民の不安に対し、合併協議では、「地域の歴史や文化、特性などを尊重し、機能を分担しながら地域全体の均衡ある振興発展に責任と役割を担う、地域自治の組織づくりをめざす」ために、自治区の設定について検討しました。

その結果、「北見市自治区設置条例」により自治区を設置し、総合支所、まちづくり協議会、自治区長を置くこととする北見市独自の制度としました。

Q 2. なぜ独自の自治区制度にしたのか。

自治区制度は、地方自治法第202条の4や合併特例法などで規定されていますが、これら法による自治区は「組織の設置期間を設定しなければならない」、「特別職の自治区長は設置できない」といった決められたルールの中で設置しなければなりません。

合併協議では、これらのルールを超えた「自治区の設置期間を限定しない」、「総合支所を設置する」、「まちづくり協議会を設置する」、「特別職の自治区長を設置する」などの要件を備えた自治区の仕組みについて協議が行われました。

その結果、協議した要件をすべて満たす自治区は、既存の制度では実現できないことから、北見市独自の方式として「北見市自治区設置条例」を制定することとしました。

Q 3. 北見市の自治区制度の法的位置づけは。

自治区制度は、北見市独自の方式で、地方自治法に基づき条例を制定し、自治区を設置するものです。自治区には、「総合支所」、「まちづくり協議会」、「自治区長」を置きます。

- ・総合支所：地方自治法第155条に規定する支所として「総合支所」を設置することにより、住民に身近な行政事務を行います。また、既存の支所、出張所はそのまま設置することとします。
- ・まちづくり協議会：地方自治法第138条の4に規定する市の附属機関として「まちづくり協議会」を各自治区に設置します。
- ・自治区長：地方自治法第161条に規定する助役を「自治区長」として各自治区に配置します。

自治区に関する Q & A

Q 4. 自治区制度の導入で新市としての一体性を損なわないか。

自治区制度は、合併による地域住民の不安を解消するとともに、住民参画と協働による住民自治の推進や地域の特性を活かした個性豊かな活力あるまちづくりを目指すものです。

それぞれの自治区で地域の特性や伝統、文化を大切に継承し、「個性あるまちづくり」を展開しながら、新市において「一体的なまちづくり」を進め、住民が連帯感を深めていくものと考えます。

Q 5. 総合支所の役割は。

端野・常呂・留辺蘂自治区には、それぞれ総合支所を置き、北見自治区については本庁においてその役割を担います。

総合支所では、今までと同様に地域との連携を図りながら、住民に身近な行政サービスやまちづくり協議会の事務などを行います。

Q 6. まちづくり協議会の役割は。

まちづくり協議会は、地域住民が自治区に関する事項について協議を行うとともに、住民と行政が情報を共有し、住民が行政に参加することを目的として設置するものです。

まちづくり協議会の役割は、市長やその他市の機関（教育委員会など）から諮問された事項や自治区に関わる必要な事項について審議し、市長やその他市の機関に対して意見を述べることです。

市長やその他市の機関は、まちづくり協議会からの答申、意見、要望を尊重し、適切な対応をするよう努めます。

Q 7. 自治区長の役割は。

自治区長は、総合支所に関する事項やまちづくり協議会などの自治区に関する事務について統括し、総合支所の職員を指揮監督します。

また、関係機関等と緊密な連携を図り、自治区の住民やまちづくり協議会と協働して、住民自治によるまちづくりを推進します。

自治区長の身分は、自治区に関する事務について迅速で責任ある判断をするため助役とし、地域に優れた識見を有する者のうちから市長が選任します。

自 治 区 に 関 す る Q & A

Q 8. 自治区の予算はどのように措置されるのか。

自治区に係る予算は、各総合支所においてその地域の状況を踏まえ要求内容を検討し、本庁の各部に要望を行います。本庁の各部においては各総合支所からの要望などを考慮しながら市全体における予算をまとめます。

投資的な事業については、合併協議において合意された新市まちづくり計画を基に、それぞれ関係するまちづくり協議会から意見を聴いた上、具体的な事業実施計画を立て進めていきます。

Q 9. 自治区ごとに区分管理する基金とは。

基金については、新市で基金条例を制定し本庁で管理しますが、旧市町で指定寄付金などにより積み立ててきた特定目的の基金については、引き続きその目的に使用するため、それぞれの自治区ごとに区分して管理します。

自治区ごとに区分管理する基金の使用については、基金条例で定める積立の目的や使いみちに従い、まちづくり協議会など地域住民の意見を尊重しながら、最終的には市長が判断し議会に提案することになります。

Q10. 地域振興基金とは。

合併特例債を財源として積み立てする地域振興基金を新たに設置し、自治区ごとに区分管理を行い、その利息は新市の市民の連携強化又は地域振興のための事業などに充てます。

諮 問 書

北 見 市

21北常総第18号
平成21年9月7日

常呂まちづくり協議会
会長 根本 勲 様

北見市長 小 谷 每 彦

常呂自治区内事業の今後のあり方について（諮問）

北見市が策定した総合計画前期基本計画（平成21年度～平成25年度）等における常呂自治区内事業のあり方について、北見市自治区設置条例第8条第1項の規定に基づき、貴まちづくり協議会の意見を求めます。

【諮問の理由】

合併後の北見市は、「新市まちづくり計画」をマスタープランとして、新市の将来像「ひと・まち・自然きらめくオホーツク中核都市」の実現に向け、まちづくりを進めてまいりました。

北見市ではこの「新市まちづくり計画」の基本的な考え方、施策・事業計画などを踏まえながら、様々な社会経済情勢の変化に対応できる地域社会の形成に向け、将来にわたって、元気で、安心して、希望の持てるまちづくりを進めていくための指針となる「総合計画」を本年4月からスタートさせたところであります。

このような中、自治区ごとに地域自らの責任と選択に基づく住民自治の推進を図り、個性豊かな活力あるまちづくりに取り組むことが必要であり、基本構想の自治区別整備方針に沿って、地域の特性を活かしたまちづくりを進めていくため、自治区内事業の今後のあり方について、貴まちづくり協議会の意見を求めるものであります。

答 申 書

～ 常呂自治区内事業の今後のあり方について～

平成 21 年 12 月
常呂まちづくり協議会

平成21年12月17日

北見市長 小 谷 每 彦 様

常呂まちづくり協議会
会長 根 本 勲

常呂自治区内事業の今後のあり方について（答申）

平成21年9月7日付けで諮問のありました常呂自治区内事業のあり方について、慎重に協議を重ねました結果、別紙のとおり答申いたします。

～ 答申にあたって～

常呂まちづくり協議会は、平成21年9月7日の第2回協議会において、市長から「常呂自治区内事業の今後のあり方について」諮問を受け、北見市の将来像『ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市 - 安心な活力都市 北見 -』の実現に向け議論を重ねてまいりました。

当協議会では、新たに策定された北見市総合計画やこれまでの実施計画にかかる審議経過等を踏まえながら、今後の「常呂自治区におけるまちづくり」を進めるにあたり、懸案となっている各種事業について議論を行いました。

答申にあたりましては、北見市総合計画の基本構想に掲げられた6つの基本目標ごとに各種懸案事業についての審議を行い、協議会としての意見を総括的に取りまとめたほか、常呂自治区としての今後の事業のあり方や優先度についてまとめたところであります。

議論にあたりましては、現下の厳しい財政状況を認識しながらも、常呂自治区の発展方向について率直な議論を積み重ね、これまで以上にシビアな取捨選択を実施した結果、7事業を最優先事業として掲げることとなりました。

市長におかれましては、第2次実施計画事業等における常呂自治区に関連する事業を選択するにあたりましては、このような議論経過をご理解いただきまして、さらに事業の重要性や緊急性などをご精査いただき、早期に事業を推進していただきますよう要望いたします。

また、北見市の厳しい財政状況の中、限られた財源で効率的にまちづくりを実現していくため、行財政改革に積極的に取り組んでいただくとともに、本協議会で出された意見等については、今後策定される諸計画や行財政運営の中でご配慮いただくよう希望するものであります。

常呂自治区内事業の今後のあり方について

～「第2次実施計画」に盛り込むべき事業～

基本目標1．自然と共生する安全・安心のまちづくり

《最優先事業》

防災行政無線整備事業

常呂自治区は、市内で唯一海に面し、常呂川の最下流域でもあることから、津波・洪水による被害の危険性が極めて高い地域であります。特に、津波災害が発生した場合、最も甚大な被害が想定されるのが海岸域です。これを最小限にとどめるためにはスピーディーな情報の伝達が極めて重要であり、防災行政無線の速やかな整備が必要です。

常呂町斎場改修事業

常呂町斎場は、建設からすでに30年を経過し、経年劣化や塩害などにより外壁の落下や雨漏りなど、老朽化が著しい状態にあります。

斎場のあり方については、北見自治区にある施設の利用についても議論をしましたが、距離的なものや冬期間の道路事情などで懸念する意見が多く、また、何よりも自治区住民の心情に配慮した行政サービスという点で、しばらくは自治区に必要な施設であるとの結論に達したところであります。

現状は、外壁落下の危険性や告别室、収骨場に雨漏りがするなど、施設の運営に支障を来す状況にあることから、早急な改修整備が必要です。



老朽化が著しい常呂町斎場

《優先事業》

ワッカ原生花園環境保全事業



ワッカ原生花園は300種を超える草花が咲き誇る日本最大級の海岸草原で、北海道遺産にも選定される貴重な自然財産であります。近年は雑草や要注意外来生物、特定外来種等の勢力拡大により、貴重な海浜性植物が駆逐される状況にあります。貴重な自然財産を未永く後世に引き継いでいくためにも、植生環境の保全は不可欠であり、当該事業による保護対策の継続的な実施が求められます。

また、ワッカ地区の振興発展に関しては、北見市の主要観光地として位置付ける中で、広く市民に理解を深めていただくとともに、全市的にかかわりをもって積極的な事業展開がなされるよう検討することが望まれます。

基本目標 2 . 豊かな心と文化を育てるまちづくり

《特別要望事業》

史跡「常呂遺跡」公園整備事業

地域文化交流センター（東京大学研究室）事業

常呂遺跡世界文化遺産登録推進事業

史跡「常呂遺跡」公園整備事業は、オホーツク文化・アイヌ文化期を主体とする常呂川河口遺跡にかかる事業であり、「ところ遺跡の森」とあわせて北海道固有の連続した各文化期の建物などの復元を行うことにより、地域の歴史や文化、自然教育の学習拠点としての整備を目指すもので、文化財の保護、啓発を進めるうえで重要な事業といえます。

当該事業エリアには常呂森林公園も含まれており、常呂川と森林公園ゾーンを含めた一体的な整備促進に向け、史跡整備専門委員会をはじめ国や北海道など関係機関に積極的に働き掛けるとともに、地域振興や経済の活性化に結びつく事業になるよう検討する必要があります。

地域文化交流センター（東京大学研究室）事業は、東京大学文学部との連携により、研究・展示・保存機能を有した「地域文化交流拠点施設」を整備するもので、東京大学のこれまでの取り組みや学術的研究のさらなる推進、また、大学の持つ知的財産や情報ネットワークを地域において活用することなどを考慮するうえで極めて重要な事業といえます。

現在の東京大学常呂実習施設は、昭和40年に建設された施設であり、老朽化が著しく施設内部も狭あいな状態で実習作業に支障を来していることから早急な対応が必要であり、埋蔵文化財センターの利用など他の既存施設の有効活用なども視野に入れながら、早期実現に向けた検討が必要です。



老朽化が著しい東京大学常呂実習施設

常呂遺跡世界文化遺産登録推進事業は、常呂遺跡の学術的価値やその重要性を広く知らしめ、多くの人々の理解をいただくための手段として極めて重要な事業であります。

世界文化遺産への登録にあたってはさまざまな課題がありますが、特に地域住民とのかかわりやそれに伴う地域の多様な取り組みが求められるなど、常呂遺跡に対する地域的ベース（地域の力）の確立が、その評価を大きく左右する重要な要因となります。

世界文化遺産登録推進事業をはじめとする、常呂遺跡に関わるさまざまな事業の推進にあたっては、広く市民に理解を深めていただくとともに、北見市全体の取り組みとして積極的な推進が必要です。



世界遺産登録を目指す「常呂遺跡」

《優先事業》

常呂中学校校舎整備事業

常呂町健康温水プール整備事業

常呂中学校は、建設からすでに35年を経過し、老朽化等の影響から一部教室などにおいて雨漏りが発生しており、教育活動に支障を来さない快適な教育環境を図るためにも早期改修が必要です。

また、当中学校は災害時の避難所に指定されている施設ではありますが、要援護者の受入に対応できる施設になっておらず、避難所機能を高めるとともに、障がいを持つ生徒に配慮した教育環境を確保するためにも、ユニバーサルデザインを意識した施設の整備が望まれます。

常呂町健康温水プールは、常呂小学校のプール授業をはじめ、市民の健康維持・増進施設として多くの市民に利用されております。

しかし、塩害や経年劣化による老朽化が著しく、雨漏りなどにより施設の利用に支障を来している状況にあることから、早期改修が必要です。

基本目標4 活力を生み出す産業振興のまちづくり

《最優先事業》

担い手支援型畑地帯総合整備事業（常呂豊川地区）

担い手支援型畑地帯総合整備事業は、総合的な農業生産基盤（区画整理・暗渠排水・土層改良）の整備を実施することで排水不良等を解消し、農作業の効率化や畑作物の生産性の向上、品質の安定化など農業経営の安定化を図るうえで極めて重要な事業であり、計画的な事業の実施が求められます。



土地改良事業（暗渠排水工事）

道営かんがい排水事業（常呂地区）

常呂自治区内の岐阜・土佐・豊川地区の明渠排水路に設置されている横断管が腐食により破損し、これに伴う排水機能の低下により農地への湛水（たんすい）被害が懸念される状況にあります。

このことから、当該事業により排水路及び横断管の整備補修を実施し、農作業の安全確保や排水機能の改善、湛水被害の解消を図る必要があります。

《優先事業》

担い手支援型畑地帯総合整備事業（常呂土佐地区）

担い手支援型畑地帯総合整備事業（常呂岐阜地区）

持続的農業・農村づくり促進特別対策事業（常呂土佐、常呂岐阜）

道営基幹水利ストックマネジメント事業（常呂地区）

農地・水・環境保全向上対策事業

常呂地区明渠排水路横断管応急対策費

水産基盤整備事業（常呂漁港）

汚水処理施設整備事業（トウフツ地区）

ホタテエキス精製施設整備事業

担い手支援型畑地帯総合整備事業及び持続的農業・農村づくり促進特別対策事業については、土地改良による農業生産基盤の整備であり、生産性の向上および農業経営の改善・安定化を図るうえで極めて重要な事業であります。

また、道営基幹水利ストックマネジメント事業、農地・水・環境保全向上対策事業については、湛水防除等の洪水対策や農業の基礎的自然環境機能の維持増進を図る観点から、引き続き積極的な推進が必要であります。

水産基盤整備事業は、主要漁港である常呂漁港を衛生管理型漁港として整備するものであり、今後の水産業の発展を図るために積極的な推進が必要であります。

また、ホタテエキス精製施設整備事業も常呂漁港の整備に伴う関連事業で、漁港機能を高めるうえで不可欠な重要な事業であります。

汚水処理施設整備事業（トウフツ地区）は、サロマ湖の水質環境の向上を図るうえで大変重要な事業であり、積極的に推進していく必要があります。

基幹産業である農業ならびに水産業においては、引き続き各関係機関に対する要望を行うなど、産業基盤である各施設の整備促進に向け、積極的な働き掛けが必要であります。

《最優先事業》

常呂町川東道路整備事業

常呂町川東道路は、常呂河口部にほど近い常呂川に隣接した市道であります。低地に位置するため、常呂川の水位が上昇した場合に水没する恐れがあります。

このため、当該事業により嵩上げをするなど、安全な道路の確保に努める必要があります。

常呂町 6 号線道路排水整備事業

常呂町 6 号線道路の排水が民地に流入している状況にあることから、正規な形での排水処理ができるよう早急な対応が必要であります。

市営浴場整備事業

市営浴場は、建築後 30 年を経過し、老朽化が著しい状況にあります。

主に、地域住民や観光客などに利用されていますが、特に弁天公営住宅や北進町公営住宅（旧福祉住宅）には浴室が備え付けられておらず、高齢化の進行とも相まって生活に欠かすことができない施設となっております。

市営浴場のあり方については、財政的な課題や他の自治区に設置されていない現状なども踏まえながら議論を重ねてまいりましたが、存続を求める意見が多く、常呂自治区としては必要不可欠な施設として、あらためて施設の改築を要望するものであります。



老朽化が著しい市営浴場

《優先事業》

常呂町南町 11 号線道路整備事業
舗装道補修整備事業
デジタル道路台帳整備事業
常呂地区特定環境保全公共下水道事業（汚水管渠）
常呂地区特定環境保全公共下水道事業（雨水管渠）
端野・常呂・留辺蘂地区排水設備台帳整備事業
常呂地区簡易水道配水管移設事業
簡易水道配水管更新事業
雪寒補助建設機械等更新事業

道路整備事業は使用頻度の高い生活道路の整備や安全な道路環境を維持するための事業であり、計画的な推進が必要であります。

また、道路台帳整備事業は道路管理の効率化を図るうえで必要な事業であります。

特定環境公共下水道事業および簡易水道事業にかかる各種事業は、市民の生活環境の改善や常呂川などの水質の向上、浸水被害の防止対策、生活用水の安定的供給などを目的とする極めて重要な事業であり、今後におきましても中長期的な計画に基づき、事業を推進すべきであります。

また、排水設備台帳整備事業は、施設の適切な管理および効率的な維持管理を図るために、計画的に整備をしていく必要があります。

雪寒補助建設機械等更新事業については、冬季除雪作業のための車両の更新であり、安全な道路環境を維持するうえで不可欠なことから、計画的な整備が必要であります。

常呂自治区懸案事業一覧

1．自然と共生する安全・安心のまちづくり

《防災の強化》

1	防災行政無線整備事業	防災行政無線（同報系）整備に係る設計及び工事施工
---	------------	--------------------------

《地球環境保全と循環型社会の構築》

2	常呂污水处理施設機器改修工事	脱窒円盤槽機器改修（ 1、 2 ）
3	一般廃棄物処理センタートラック スケール更新	トラックスケール更新

《快適な生活空間の整備》

4	墓地区画整備事業	常呂墓園区画造成工事
5	常呂町斎場改修事業	斎場改修設計委託、斎場屋根等改修工事、炉前ホール壁 改修工事、残骨堂扉修繕

《緑豊かな自然環境の整備》

6	ワッカ原生花園環境保全事業	特定外来生物等の駆除
---	---------------	------------

2．豊かな心と文化を育てるまちづくり

《健康教育の推進》

7	給食配送車購入（更新）事業	給食配送車購入
8	常呂給食センター整備事業	給湯ボイラーの熱交換機器の取替修繕、蒸気ボイラー及 び給湯ボイラーの購入、室内配管の交換

《生涯学習の充実》

9	常呂町多目的研修センター施設整備事業	大ホール照明設備などの改修、駐車場用地の購入
10	図書館バス更新事業	移動図書館車の更新

《小・中学校教育の充実》

11	常呂中学校校舎整備事業	バリアフリー化(玄関スロープと多目的トイレの設置)、屋上防水工事
----	-------------	----------------------------------

《青少年の健全育成》

12	児童館施設整備事業	児童館の改修
----	-----------	--------

《生涯スポーツ活動の振興》

13	常呂町スポーツセンター整備事業	高圧ケーブル・トランス改修、PCB調査
14	常呂町健康温水プール整備事業	屋根改修・機械設備点検修繕・昇降機修繕

《文化財の保護・継承》

15	史跡「常呂遺跡」公園整備事業	史跡整備専門委員会議、基本構想・計画書の策定、ガイダンス施設(展示施設)等基本設計、土地買上げ
16	地域文化交流センター(東京大学研究室)建設事業	検討会議、実施設計、建設工事
17	常呂遺跡世界文化遺産登録推進事業	発掘調査、パンフレット作成、展示会・シンポジウム開催

4. 活力を生み出す産業振興のまちづくり

《地域特性を活かした農業の振興》

18	自給肥料供給センター機器点検整備(分解整備)事業	ファイバープレス、消泡機、成熟槽エアレーター修繕
19	担い手支援型畑総事業(常呂土佐地区)	区画整理、暗渠排水、土層改良

20	担い手支援型畑総事業(常呂岐阜地区)	区画整理、暗渠排水、土層改良
21	担い手支援型畑総事業(常呂豊川地区)	調査計画、調査設計
22	持続的農業・農村づくり促進特別対策事業(常呂土佐、常呂岐阜)	区画整理、暗渠排水、土層改良
23	道営基幹水利ストックマネジメント事業(常呂地区)	明渠排水路補修整備
24	道営かんがい排水事業(常呂地区)	調査計画、調査設計
25	基幹水利施設管理推進事業(常呂岐阜排水機場)	維持管理(排水機場1箇所)
26	農地・水・環境保全向上対策事業	営農環境保全活動団体助成
27	常呂地区明渠排水路横断管応急対策費	明渠排水路横断管(取付道路)応急整備

《豊かな森林づくりの推進》

28	イワケシ山植林事業費	常呂町イワケシ地区の植栽15ha
----	------------	------------------

《国際競争に強い水産業の推進》

29	水産基盤整備事業(常呂漁港)	外郭施設、水域施設、係留施設・浄化施設整備
30	汚水処理施設整備事業(トウフツ地区)	養殖資材洗浄施設・汚水処理施設整備
31	ナマコ種苗放流試験事業	潜水調査費助成
32	ホタテエキス精製施設整備事業	ホタテエキス精製施設整備

《活気ある商業活動の促進》

33	手工芸の館整備事業	屋根・外壁の修繕
----	-----------	----------

《新たな観光資源の活用》

34	常呂森林公園整備事業	パークゴルフセンターハウス階段・外壁改修、芝補修
35	ワッカ原生花園周辺施設整備事業	浄化槽、スロープの改修、駐車場、観光馬車小屋の改修

5. 住む喜びを実感できる生活優先のまちづくり

《道路網の整備》

36	常呂町南町 11 号線道路整備事業	道路改良工事、舗装工事
37	常呂町川東道路整備事業	測量調査、道路改築工事
38	常呂町北進町 1 号線道路整備事業	測量設計、道路改良、舗装工事
39	常呂町北進町 2 号線道路整備事業	測量設計
40	舗装道補修整備事業	市道維持補修
41	常呂町 6 号線道路排水整備事業	測量調査、排水施設整備工事
42	デジタル道路台帳整備事業	道路センター構築、現況データ作成、システムセットアップ、PC 初期設定、路線区間作成、道路台帳整備

《公共交通の確保》

43	市営バス音声ガイド等機器更新事業	音声合成放送装置、自動循環式運賃箱の更新
----	------------------	----------------------

《良好な住宅・住環境の創出》

44	市営浴場整備事業	基本設計、実施設計、建設工事、外構工事
----	----------	---------------------

《水道水の安定供給と下水道の整備》

45	常呂地区特定環境保全公共下水道事業（汚水管渠）	公共汚水樹設置、管渠耐震診断基礎データ作成、公共汚水樹設置
----	-------------------------	-------------------------------

46	常呂地区特定環境保全公共下水道事業（雨水管渠）	下水道雨水管整備
47	常呂終末処理場整備事業	中央監視制御装置データロガ更新、空調設備新設、長寿命化計画データベース化委託
48	端野・常呂・留辺蘂地区排水設備台帳整備事業	排水設備台帳整備
49	常呂地区簡易水道配水管移設事業	道道北見常呂線配水管布設替え
50	簡易水道配水管更新事業	配水管布設替工事及び実施設計
51	漁業集落排水設備台帳整備事業	常呂町栄浦地区の排水設備台帳整備

《除排雪体制の強化》

52	雪寒補助建設機械等更新事業	除雪トラック更新 1台
----	---------------	-------------

6. 市民とつくる信頼と協働のまちづくり

《国際交流・地域間交流の促進》

53	常呂高等学校振興協議会補助事業（常呂自治区）	常呂高校生のカナダ・バーヘッド町派遣（生徒5名）
----	------------------------	--------------------------

《住民自治の推進》

54	住民センター整備事業（常呂自治区）	日吉会館・富丘コミセン・豊川コミセン改修実施設計、日吉会館・富丘コミセン改修工事改修工事
----	-------------------	--

常呂まちづくり協議会開催状況

NO	開催日	場 所	内 容
第1回	4月20日(月) 午後5時30分	常 呂 総合支所	報 告 (1)平成20年度まちづくりパワー支援事業の 実施結果について 議 題 (1)平成21年度まちづくりパワー支援事業の 審査について
第2回	9月 7日(月) 午後5時30分	常 呂 総合支所	諮 問 (1)常呂自治区内事業の今後のあり方について 報 告 (1)自治区制度等庁内検証会議について (2)まちづくりトークの実施状況について
第3回	10月20日(火) 午後5時30分	常 呂 総合支所	報 告 (1)北見市まちづくり基本条例(素案)につい て (2)北見市常呂川水系環境保全条例について 議 題 (1)「北見市地域福祉計画策定委員会」委員の推 薦について (2)常呂自治区内事業の今後のあり方について
第4回	10月30日(金) 午後5時30分	常 呂 総合支所	議 題 (1)常呂自治区内事業の今後のあり方について
第5回	11月25日(水) 午後6時30分	常 呂 総合支所	報 告 (1)自治区制度等庁内検証会議について 議 題 (1)常呂自治区内事業の今後のあり方について
第6回	12月 2日(水) 午後6時00分	常 呂 総合支所	議 題 (1)常呂自治区内事業の今後のあり方について
第7回	12月14日(月) 午後5時30分	常 呂 総合支所	議 題 (1)常呂自治区内事業の今後のあり方について

【常呂まちづくり協議会委員】

【委嘱期間：H20.6.14～H22.6.13】

	氏 名
委 員	秋 葉 和 雄
委 員	稲 田 昌 代
委 員	浦 西 孝 浩
委 員	葛 西 恭 博
委 員	兼 田 良 二
委 員	熊 木 俊 朗
委 員	佐 藤 栄
委 員	澤 向 佳 恵
委 員	新 谷 有 規
副 会 長	清 井 春 男
委 員	田 淵 正 彰
委 員	寺 町 敬 子
会 長	根 本 勲
委 員	広 瀬 由 里 子
委 員	山 内 光 明

50音順